

# アメリカ教育における歴史・伝統・理念の形成・発展

2014年5月09日

高校教育インス. AER

## I. 文化的同化機能としての学校制度の確立—植民地期の教育

### 1. アメリカ教育の揺籃期～神政的国家建設に奉仕する教育

アメリカの学校では、教育の機会均等が建国以来の教育伝統として強調される一方で、フランスやドイツ同様、飛び級や落第が今日でも小学校からある。障害児教育や移民や難民のためのバイリンガル教育、貧困・落ちこぼれ対策の特別プログラムがある一方で、英才教育のための学級がどこの学校にも設けられている。

各学校では成績優秀者表彰のためのセレモニーを行って成績優秀者の優越感を鼓舞する。スカラシップも成績優秀者であることが獲得の第一条件である。人権意識や運動が鋭敏である一方で、家庭でも学校でも伝統的に親や教師(校長)の体罰が容認されている。ハイスクールには世界のどこの学校よりも盛りだくさんな何百科目という選択メニューを用意して生徒の興味・関心に何が何でも応じようとしている。移民や難民の子どもたちがハイスクールに入学を希望すれば、何の躊躇もなく、即座に受け入れ自国民同様の教育を施そうと考える。

全米に州単独学区、カウンティ学区、町およびタウンシップ学区、独自の学区単位組織(district unit)など4種類、15,000をこえる学校区があり、親・市民の積極的参加を得て地方分権的教育行政の担い手として存在する。

こうしてアメリカは、「21世紀をめざすアメリカ教育には『質も均等も』必要」と、国を挙げた教育改革キャンペーンを展開する。アメリカの教育現実は、世界に例がないほど多様でダイナミック、かつユニークである。

それは、国内外から見れば「希望」であり「悲観」でもある、それはまた「現実」であり、「可能性」そのものでもある。

このアメリカ教育の現実は、どのような教育伝統と理念から生まれたのであろうか？ これらの疑問に答えることは、アメリカ教育から学ぶことの多い日本にとってとりわけ重要なことである。

そのために、まずアメリカ教育史の一般的区分に従って「植民地期の教育」(1

600～1775年)を考察・検討する。

アメリカの教育は、17世紀初頭、バージニアおよび北部ニューイングランドと大西洋沿岸中部地方を中心として、ヨーロッパ各国からの移民の波状的な流入と彼らによる植民地建設とともに始まった。英国国教会の宗教的弾圧から逃れてきた清教徒たちが1620年にマサチューセッツ地域のプリマスに上陸したのをきっかけとして、1630年にマサチューセッツ湾植民地が結成された。

ニューイングランド地方の清教徒たちは、この植民地を根拠地として、彼らの理想とする神政的な国家の建設に邁進した。植民地初期のアメリカの教育の伝統の一つは、教会と国家(植民地政府)とが、公認の宗教を布教し、維持する正当な協力関係にあるという認識のもとに、公的資金の援助で公立学校の制度化が試みられたことである。

彼らは、神政国家の指導者である牧師、政治家、役人、弁護士をはじめ、各種の専門職業人の養成に努めた。そのためラテン語やギリシャ語の古典語を中心とした自由学芸教育を施す、大学予備校のラテン・グラマー・スクールが、1635年にボストンに創設され、翌1636年にハーバード・カレッジの設立となった。他方では、貧民の増加を防ぎ、「宗教の諸原理と主要法令を読み、かつ理解できる読書能力」を子どもに身につけさせるため、1642年に最初の義務教育令が制定された。これは、両親および親方に子どもを教育させる義務を課し、町の行政委員にこれを監視する責任を負わせ、違反するものに罰金を科す権限を与えたが、学校設立までには至らなかった。1647年の教育令は、指導者養成と一般庶民の教育の二つの系統を一つの法律のもとに規定し、世帯数の規模に応じて、各町に読み書きを教える教師とラテン語文法を教える教師の任命を要求した。

こうして、子どもの教育の義務制度化、町の学校設立の義務化、公立学校の指導統制及びその公費維持の四つの原則が、ニューイングランドの植民地政府によって明らかにされ、後の19世紀の公教育の基本理念の先駆となったのである。

(6)

ニューヨークやペンシルバニアを中心とする中部地域では、オランダ人やクエーカー派が、移住民族と彼らの宗教が多様化するに伴い、教育の私的統制へと進んだ。個々人の寄付や寄贈による学校の設立、教会と宗教団体による宗派立学校の創設、個々の教師による私塾や家庭教師、私的法人による私立のアカデミーの設置となった。

1633年には、オランダ人によって小学校が設立され、読み、書き、算術、宗教が教えられた。バージニアなどの南部植民地では、英国国教会の勢力が強く、教育は一般に私的・個人的な事柄として考えられ、富裕階級は、家庭教師や私立学校、ヨーロッパ留学などに子女の教育を託した。貧困階層の子どもは、教区学校で無償の教育を受けるか、徒弟教育が一部行われたにすぎなかった。

初等教育では、自国語の読み、書き、算術、宗教教育と結びついた「行儀と作法」が主であった。家庭教師、教区学校、読み方と宗教を教える「読み方学校」、多少程度の高い書き方と算術を教える「書き方学校」があった。上級学校進学者を除き12才ぐらい迄この教育は継続した。18世紀には、各種の私立の近隣学校、宗教団体の協力による地域社会学校、休耕地にたてた休耕地学校などが知られ、またタウンが設けた巡回学校制度があった。子どもの教育や訓育に深い影響を与えたのは、ピューリタンの正統なカルビニズムの思想であった。

当時の初等教育の教科書ニューイングランド・プリマーは、道徳的教訓、主の祈り、使徒の信条、十戒、教義問答等から成り立っており、厳しい訓練と、鞭と罰による恐怖、両親および長上者の権威への服従、神の戒律への服従が厳しく要求された。

植民地期の中等教育は、上層階級の子どものために大学準備教育を施すラテン・グラマー・スクールが主流であった。この学校は、7～8歳に始まり、7ヶ年の修業年限であった。ラテン・ギリシャ語の古典語を中心に、若干の宗教教育と体罰を伴う厳格な規律上の訓練が行われた。<sup>(6)</sup>

## 2. 古典と英語・現代諸科学の結合～新しいタイプの中等学校の出現

18世紀までに、カレッジが9校、グラマー・スクールが27校存在したといわれる。18世紀前半になると、商業・貿易や科学技術の発展にともない、簿記、計算、外国語、船舶工学、数学、機械学、測量術、天文学、物理学、軍事科学などの新しい実際的かつ実用的な教科に対する需要が高まった。こうしてグラマー・スクールに代わって、私立の英語文法学校が設立され、中産階級の大学に進学しない若者を対象に実際的な職業教育を施した。<sup>(6)</sup>

さらに1751年、フィラデルフィアにベンジャミン・フランクリンによって

アカデミーが創設されたのを契機として、1775年のニュージャージーのニューワーク・アカデミーの設立など、新しいタイプの中等教育機関としてアカデミーが出現した。この教育課程は、ラテン語学校と英語学校の教育内容や価値を結合して、統一的な組織を持ったところに特色があり、実用的な現代諸科学が含まれ、世俗的な性格がより濃厚となった。

最初は私立学校として出発したが、徐々に、州の補助金を獲得していくようになり、女子にも開放されて、女子のための読み書き教育のサマースクールや芸能教育をきっかけに、マサチューセッツ州においては、女子アカデミーも設立され、1720年から独立戦争まで約50年間中等教育機関として繁栄した。<sup>(7)</sup>

アメリカの公立学校の歴史は、まさにこの国の移民の生活と歴史の反映したものであった。植民地期は言うに及ばず、今から百年前にも、アメリカは膨大な数の移民をヨーロッパから受け入れた。アイルランド、ポーランド、ハンガリー、ロシア、ポルトガル、イタリア、ギリシャから、毎日のようにニューヨークのエリス島移民局にたどり着く無数の移民は、故国では最下層の人達であり、無一文、無教育の人々であった。英語もできなければ、まともな生活の仕方もできない大人と子どもたちを、アメリカ社会で生きていけるように訓練する場として、公立学校が使われたのである。

英語教育の重要性は言うまでもなく、体を清潔にすること、行儀作法、服装と、本来ならば家庭で教えられるべきことまでも公立学校のカリキュラムに要求されたのである。

そして、植民地期から今にいたるもこの状況は、アメリカにおいては依然として変わらない。過去20年間、流れ込む移民・避難民の顔が、アジア人と中南米人にかわったにすぎない。世界のどこかで戦争や内乱が起こる度に、アメリカは、移民の波に見舞われてきた。そして彼らをアメリカ人たらしめる教育をするという使命をアメリカは当然のこととして受け入れてきたのである。<sup>(8)</sup>

このようにアメリカの学校制度は、異質な文化、生活様式、言語を持った多種多様な民族を、アメリカ国民に帰化するというAmericanization という大規模な文化的同化機能を果たしてきた。特にWASP(White Anglo Saxon Puritan) と称される、白人でアングロ・サクソンでプロテスタントである人々の指導的優位のもとで、彼らの言語である英語の普及を見たことが、この文化的な同化を一層促進する結果となった。<sup>(6)</sup>

## II. 初等・中等教育の大衆的基盤形成—国家統一期の教育

### 1. 独立宣言と連邦憲法～「権利としての公教育」への前進

1776年のアメリカ独立革命は、国家の統一に向かう時期の教育を特徴づけた。これを「国家統一期の教育」（1776～1860年）とする。独立革命は、その独立宣言に盛り込まれた自然権の思想に基づく「自由」と「平等」の政治原理を、民主主義の根本理念として掲げることとなった。1778年の連邦憲法制定、1791年の修正で、その第一条において、国教の禁止、すなわち、国家が特定の宗教を公認して公費援助することを禁止し、教会と国家との分離とともに、宗教信仰の自由を保証した。また修正10条で、「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれ各州あるいは人民に留保される」と規定し、教育は州の権限とみなされるようになった。

植民地期における教会と国家が一体になった神政国家の理念やその教育展開と異なり、この時期の教育は、教会と国家または州との分離、教育の公的な統制への移管と教育内容の世俗化の促進にその第一の特徴があった。

教育の世俗化の要求は、教育への公的援助の運動と結びついていた。マサチューセッツ州では、1827年に、強制的課税によって学校を全面的に維持し、1834年には、恒久的なコモン・スクール（初等教育）基金を創設し、1852年に、強制的な義務就学法を成立させている。第二の特徴は、19世紀前半のモンロー主義の抬頭と共に起こった国家主義の影響である。ヨーロッパからの知的・文化的独立を達成することも、国家主義の要求として現れた。アメリカ的教材を盛り込んだ教科書、国旗、国歌、国民の祝祭日、国民的英雄の記念碑等が設定され、「自分たちの国に対する最高の関心」を養成する愛国心教育が鼓舞された。第三の特徴は、コモン・スクールの伝統と公教育制度の成立である。社会階級的区分の意味が強かったヨーロッパのそれと異なり、アメリカのコモン・スクールは、すべての人民に共通な学校を意味して、共通な価値体系、宗派に偏らない共通なキリスト教道徳、読み、書き、算数の基礎教科のほか、アメリカの憲法・歴史を教え、また貧富の差別なくすべての人に平等に公開され利用される無月謝の学校を意味した。その設置母体は、州や地方を中心とする地域社会、コミュニティがなり、公的援助と維持に努めた。罰金、認可手数料、特定の税金、公営富くじ、寄付金、児童数に応じて徴収される地方税等が、公的な援助資金となった。これに私的な資金源も加わった。第四の特徴は、1821年のボストン英語・古典語学校の創設を先駆として、その庶民的な性格のつよい実際の教育を

施すことを目的として引き継がれた大衆的な中等教育機関である公立のハイスクールの発達である。これは、マサチューセッツ州の1826年の教育法で法制化された。以後、公立ハイスクールは、初等教育の上への接続発展という形式をとって、公費維持のコモン・スクールの体系に位置づけられ、更に中部、西部、南部へと、大衆の中等教育機関として発展していったのである。この頃すでに、古典語、近代語、英語、科学等のコース分化が進み、教科が多様に分化し、選択性が検討・実施されるようになっていった。第五の特徴は、自由と平等に基づく、教育における能力主義と教育の機会均等の教育理念の出現と定着である。<sup>(6)</sup>

初等教育をすべての者に与え、その財政をすべての者が負担するという無償学校の理念の実現とその義務化は、アメリカ公立学校制度の父と呼ばれるマサチューセッツ州初代教育長（1837年就任）のホーレス・マンとコネチカット州初代教育長で、後のアメリカ合衆国の初代教育局長官となったヘンリー・バーナードらによる公立学校運動の力によるところが多い。これらが、機会均等理念の出現と定着に貢献したことは間違いない。この時期はまた産業革命が始まった時期とも一致する。初等教育の義務化に対しては、「義務化は侵すことのできない親の権利を奪い、自由な民主主義国家の精神に反する」とか「児童労働を妨げる」とかの理由で反対する人々も多かったが、これは19世紀半ばから20世紀初頭にかけて個人の幸福追求のために必要とされる「権利としての公教育」として、社会的にも必要なものであることが広く認識されるようになってきた。南北戦争直前までに、全米で300の公立学校と、6,000の私立学校があったといわれている。<sup>(7)</sup>

## 2. 中産階級の興隆と中等教育の世俗化・大衆化

やがてアメリカに、経済的にも農業国家から資本主義的な工業国家へと飛躍発展する時機が到来する。南北戦争（1861～65年）から第一次世界大戦にいたる50年間である。南北戦争で象徴される奴隷解放運動は、教育の面では黒人の教育の機会均等化の運動と結びついていた。1847年に、マサチューセッツ州最高裁判所が、「分離すれども平等な黒人用の教育施設は合法である」とする判決を下し、以後長期にわたって分離教育を是認する法的根拠となった。以後南部を中心に、黒人用の分離学校が設けられた。南北戦争後は、南部教育を振興するために、連邦政府が、1865年に自由人援護局を設け、解放奴隷や戦争避難民の救済・援護に加えて教育援助を行ったのをはじめ、黒人学校の増設などに、ピーポディ基金などの民間人の基金が設立されて黒人教育の推進に貢献した。一般民衆のための、初等義務教育の就学時間や日数の拡大延長と普及徹底化への努

力がこの時期続けられた。マサチューセッツ州の1852年の義務就学法制定以来1918年までに、アラスカを除くすべての州あるいは地域で就学義務が立法化された。これを施行した42州のうち21州が8ヶ年間の義務教育期間を設定した。その多くは8歳から16歳までを義務年限とした。しかし実質的な定着は、20世紀に入って実現した。<sup>(6)</sup><sup>(7)</sup> 中等教育の分野では、公費維持のハイスクールの拡張には、納税者グループや宗教団体からの激しい反対運動があった。しかし1874年、ミシガン州最高裁判決、カラマズー判決によって、州がコモン・スクール（公立小学校）に限定することなく、公立ハイスクールを設立して、完全な教育制度を確立する権限を有することが認められ、かつ中等教育のための課税も合法とされたため、以後、とりわけ1890年以降、ハイスクールに関する法律の制定と普及が目覚ましく、1918年には、その数は、約25,000校、生徒数160万人にのぼった。こうして中等教育の大衆化の基盤が、この時代に築かれたということができるのである。<sup>(9)</sup>

ハイスクールは、アカデミーの近代的な実学主義の立場をさらに発展させたもので、個人の自発性を重視する民主的な中等教育学校として、中等教育民主化の要望にこたえた。特に、第一次産業革命における経済的要求と、中産階級の興隆に支えられたのである。職業教育振興策がとられたのも大きな特徴である。1862年の連邦におけるモリル法、1914年のスミス・レバー法、1917年のスミス・ヒューズ法制定は、中等教育段階における職業教育の教員養成やその教育課程の設置に連邦援助を規定した。

アメリカがこうして初等・中等学校教育を時代の要請に応えるものとして発展させつつ更にこれを無償として、広く一般大衆に開放したことは、統一学校組織の先駆的役割もつものとみなされており、ここにアメリカ教育の特色がある。中等教育の大衆化は19世紀末に始まるが、その急増する進学者を受け入れたのが、多様化し世俗化した公立ハイスクールであった。<sup>(7)</sup>

この時期に、全米教員協会（National Teachers Association、1857年、後に改組して全米教育協会に、1870年）が創設され、またカーネギー教育振興財団（Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching）が1905年に創設されている。以後アメリカでは、これらが中心となり、教育制度や教育内容、教育水準の基準の検討や教育改革の論議がすすめられるようになった。現在もなおこれらは重要な役割を果している。